

令和三年内閣府・法務省令第四号

金融サービス仲介業者保証金規則

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第二十二條第十二項の規定に基づき、金融サービス仲介業者保証金規則を次のように定める。

（権利の実行の申立ての手續）

第一条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八條第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号。以下「法」という。）第二十二條第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十七條第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合）にあっては、同該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（権利の申出の手續）

第二条 令第二十八條第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、別紙様式第二号により作成した申立書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

（仮配当表の作成等）

第三条 令第二十八條第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、同條第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者（法第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）及びこれと法第二十二條第三項の契約を締結している者（以下「受託者」という。）にその内容を通知しなければならない。

2 金融庁長官は、金融サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知をすることを要しない。

（意見聴取会の開催）

第四条 令第二十八條第四項の規定による権利の調査の手續は、金融庁長官の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行つて、令第二十八條第一項の規定による権利の実行の申立てをした者、同條第二項の期間内に権利

の申出をした者又は前條第一項に規定する金融サービス仲介業者若しくは受託者（第八条第四号及び第九条において「関係人」と総称する。）は、病氣その他のやむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

第五条 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席することを求めることができる。

第六条 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述、証拠の提示その他の必要な事項について指示をすることができ、議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、第三条第一項に規定する金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調査を作成しなければならない。

- 一 意見聴取会の事案の表示
二 意見聴取会の期日及び場所
三 議長の職名及び氏名
四 出席した関係人の氏名及び住所
五 その他の出席者の氏名
六 陳述された意見の要旨
七 第四条第二項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨
八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
九 その他議長が必要と認める事項

第九条 関係人は、前條の調査を閲覧することができる。

第十条 第三条第一項に規定する保証金のうちに、金融サービス仲介業者が供託したもののほかに、受託者が供託したものである場合には、

金融庁長官は、当該金融サービス仲介業者が供託した保証金につき先に配当を実施しなければならない。

（配当の手續等）

第十一条 金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の手續をしたときは、当該支払委託書の写しを当該配当の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者及び法第二十二條第四項の規定により当該保証金の全部又は一部を供託した受託者に送付しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、前項の規定による支払委託書の写しの金融サービス仲介業者への送付について準用する。

（保証金の取戻し）

第十二條 法第二十二條第一項、第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者（第十五條第三項の規定の適用がある場合）にあっては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる金融サービス仲介業者を含む。次條第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。）は、当該保証金の取戻しについて法第二十二條第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるもの）とされる国債（以下この項において「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。次條第八項及び第十四條第二項において同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した保証金取戻承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び法第二十二條第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

2 金融庁長官は、前項の承認をしようとするときは、法第二十二條第十項第三号の規定による保証金の取戻しを承認する場合を除き、前項の

保証金につき権利を有する者は六月を下らない一定の期間内にその権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手續から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を当該保証金に係る金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

3 第三条第二項の規定は、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

4 第二項の権利の申出をしようとする者は、別紙様式第四号により作成した申立書に権利を有することを証する書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

5 令第二十八條第四項から第八項まで及び第三条から前條までの規定は、第二項の期間内に権利の申出があつた場合について準用する。この場合において、令第二十八條第四項中「第二項」とあるのは「金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府・法務省令第四号）第十二條第二項」と、同條第七項中「第二項、第四項及び第五項」とあるのは「第四項及び第五項」と、同條第八項中「権利の実行に必要があるときは」とあるのは「金融サービス仲介業者保証金規則第十二條第二項に規定する権利の申出があつた場合の権利の実行に必要があるときは」と、第三條第一項中「令第二十八條第四項」とあるのは「第十二條第五項において準用する令第二十八條第四項」と、「同條第二項」とあるのは「第十二條第二項」と、第四條第一項中「令第二十八條第四項」とあるのは「第十二條第五項において準用する令第二十八條第四項」と、同條第二項中「令第二十八條第一項」と、同條第二項中「令第二十八條第一項の規定による権利の実行の申立てをした者、同條第二項」とあるのは「第十二條第二項」と読み替へるものとする。

6 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第五号により作成した取戻しを承認する旨の保証金取戻承認申請書を同項の承認の申請をした者に交付しなければならない。ただし、金融庁長官が法第二十二條第十一項の規定により保証金を取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定したときは、当該取戻しを承認する旨の保証金取戻承認申請書（その時期については、その時期が到来したとき）その時期が到来したときに令第二十八條に規定する権利の実行、次條の保管替え等又は第十四條の取戻しの手続が行われている場

保証金につき権利を有する者は六月を下らない一定の期間内にその権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手續から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を当該保証金に係る金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

合は、当該手続が終了したとき）にこれを交付する。

7 第一項の承認を受けた者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書をもって足りる。

第十三条 金銭のみをもって保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があったためその最寄りの供託所（国内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、東京法務局。以下この条において同じ。）に変更があつたときは、遅滞なく、金融庁長官にその旨を届け出るものとする。

2 金融庁長官は、前項の届出があつたときは、令第二十八条に規定する権利の実行又は前条若しくは次条の取戻しの手続がとられている場合を除き、当該保証金についての供託書正本を当該届出をした供託者に交付しなればならぬ。

3 第一項の届出をした供託者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地の変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所への保証金の保管替えを請求するものとする。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替えの手続の終了後、遅滞なく、別紙様式第六号により作成した届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第二十六条第三項に規定する保証金等内訳書を添付して、金融庁長官にこれを提出するものとする。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、その供託書正本保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなればならない。

6 法第二十二條第九項の規定により有価証券又は金銭及び有価証券をもって保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所に変更があつたときは、遅滞なく、当該保証金と同額の保証金を所在地の変更後の主たる営業所

又は事務所の最寄りの供託所に供託するものとする。

7 前項の規定により供託をした者は、金融庁長官に対し、所在地の変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託している保証金の取戻しの承認の申請をすることができる。

8 第六項の規定により供託をした者は、前項の承認の申請をしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第七号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

9 前条第六項本文及び第七項の規定は、第七項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは「次条第七項の承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したときは」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別紙様式第八号」と、同条第七項中「第一項の承認を受けた者」とあるのは「次条第七項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

第十四条 法第二十二條第九項の規定により有価証券を供託している者は、当該有価証券についてその償還期が到来した場合において、あらかじめ、当該有価証券に代わる保証金の供託をしたときは、金融庁長官に対し、当該有価証券の取戻しの承認の申請をすることができる。

2 前項の承認の申請をしようとする者は、有価証券に代わるものとして供託した供託物の内容及び取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第九号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

3 第十二条第六項本文及び第七項の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは「第十四条第一項の承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したときは」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別紙様式第十号」と、同条第七項中「第一項の承認を受けた者」とあるのは「第十四条第一項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

第十五条 金融庁長官は、令第二十八條第八項（第十二条第五項において準用する場合を含む）

（有価証券の換価）

の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなればならない。

2 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなればならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した金融サービス仲介業者が供託したものとみなす。

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する金融サービス仲介業者に通知しなればならない。

第十六条 令第二十八條第二項並びに第四項及び第五項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項及び第七條第一項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

2 前項の規定による公示の費用その他の保証金の払渡しの手続に必要な費用（令第二十八條第八項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）の換価の費用を除く。）は、還付又は取戻しの手続によって払渡しを受ける金額に及び、当該金額を限度として、当該払渡しを受ける者の負担とする。

第十七条 この規則に定めるもののほか、金融サービス仲介業者に係る保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附則（令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和六年一月三一日内閣府・法務省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

別紙様式第1号(第1条関係)

別紙様式第1号(第1条関係) (日本証券業協会)
 年月日

代表(支)局長 殿 (郵便番号)
 住所 ()
 電話番号 () —
 番号又は名称 —
 氏名 —
 (法人等においては、代表者の氏名及び役職)
 申請書

下記のとおり、金融サービス提供及び付帯業務の提供等に関する法律施行令第33条第1項の規定により種別の変更を申請いたします。

- 1 種別の変更、名称又は氏名及び住所
- 2 種別
- 3 種別変更の原因となる事項
- 4 その他参考となる事項

(申立の対象となつた金融サービス(参考))

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 番号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)
 氏名等の記載については、前記(住民基本情報データベース)第42条第2項第3号の規定する氏名をいう。及び氏名を「氏名」欄に記載することで記載することができる。

別紙様式第2号(第2条関係)

別紙様式第2号(第2条関係) (日本証券業協会)
 年月日

代表(支)局長 殿 (郵便番号)
 住所 ()
 電話番号 () —
 番号又は名称 —
 氏名 —
 (法人等においては、代表者の氏名及び役職)
 申請書

下記のとおり、金融サービス提供及び付帯業務の提供等に関する法律施行令第33条第1項の規定により種別の変更を申請いたします。

- 1 種別の変更、名称又は氏名及び住所
- 2 種別
- 3 種別変更の原因となる事項
- 4 その他参考となる事項

(申立の対象となつた金融サービス(参考))

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 番号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)
 氏名等の記載については、前記(住民基本情報データベース)第42条第2項第3号の規定する氏名をいう。及び氏名を「氏名」欄に記載することで記載することができる。

別紙様式第3号(第12条第1項関係)

別紙様式第3号(第12条第1項関係) (日本証券業協会)
 年月日

代表(支)局長 殿 (郵便番号)
 住所 ()
 電話番号 () —
 番号又は名称 —
 氏名 —
 (法人等においては、代表者の氏名及び役職)
 申請書

下記のとおり、保証金の取戻し申請をいたします。

- 1 取戻しの事由
- 2 取戻しをしようとする保証金物の名称(担保品名)等、取戻し金額

保証金番号	債主名称	債主者名	取戻申請金額
申請取戻し前の保証金物の場合	債主名称	債主者名	取戻申請金額
取戻事由	債主	債主住所	取戻金額
申請取戻事由			
取戻金額	債主	債主住所	取戻金額
申請取戻事由			

その他参考となる事項

- 1 金融サービス提供の開始日
- 2 取戻しを申請する内閣府令第33条第1項の規定による届出書の提出(住民基本情報データベース)第42条第2項第3号の規定する氏名をいう。及び氏名を「氏名」欄に記載することで記載することができる。

別紙様式第4号(第12条第4項関係)

別紙様式第4号(第12条第4項関係) (日本証券業協会)
 年月日

代表(支)局長 殿 (郵便番号)
 住所 ()
 電話番号 () —
 番号又は名称 —
 氏名 —
 (法人等においては、代表者の氏名及び役職)
 申請書

下記のとおり、金融サービス提供及び付帯業務の提供等に関する法律施行令第33条第1項の規定により種別の変更を申請いたします。

- 1 種別の変更、名称又は氏名及び住所
- 2 種別
- 3 種別変更の原因となる事項
- 4 その他参考となる事項

(申立の対象となつた金融サービス(参考))

- 1 登録番号・登録年月日
- 2 番号、名称又は氏名
- 3 住所

(記載上の注意)
 氏名等の記載については、前記(住民基本情報データベース)第42条第2項第3号の規定する氏名をいう。及び氏名を「氏名」欄に記載することで記載することができる。

